

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所原子炉施設工事計画認可申請（原子炉格納容器電気ペネトレーションの改造工事）【3】」

2. 日時：令和4年8月24日 10時37分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥調査官、西内安全審査官、中野安全審査官

関西電力株式会社：

高浜発電所 電気補修課 課長◎ 他5名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 高浜発電所3号機及び4号機 原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について
- ・資料2 高浜発電所3号機及び4号機 原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- ・資料3 高浜発電所3、4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所第 34 号機の
0:00:06	CVペネトレーション改造工事に関わる設計工認申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:14	それでは、まず関西電力の方から説明をお願いしてもいいですか。
0:00:21	関西電力高浜発電所の浅野です。
0:00:24	これより 8 月 10 日のヒアリングのコメント回答をさせていただきます。
0:00:29	まず資料としましては三つございまして資料 1 として前回のコメント回答について、資料 2 としまして設工認の概要について、
0:00:39	資料 3 として補足説明資料、
0:00:42	この三つで説明させていただきます。
0:00:45	まず前回の主任コメントを一通り読みだけ読み上げさせていただきます。
0:00:51	まずヒアリングコメントの一つ目火災防護対策のうち、火災の影響軽減対策について、今回の工事に対応を明確にすること。
0:01:01	二つ目としまして、
0:01:03	電気ペネトレーションの取りかえに伴い、ケーブルの取りかえ範囲、得ようと配線経路本数について、補足説明資料に明示すること。
0:01:14	また今回取りかえる電気ペネトレーションごとのケーブル用途を明確にすること。
0:01:20	三つ目としまして、地質厚窒素ガス圧力の日常点検について補足説明資料に明示すること。
0:01:28	以上の回答をさせていただきます。
0:01:31	順番は異なりますが、三つ目から説明せ先行して説明させていただきます。
0:01:39	まずヒアリングコメントNo.3。
0:01:42	につきまして、資料の 3、補足説明資料の 57 ページに追記させていただいております。
0:01:52	資料 3 の 57 ページをおはご確認お願いします。
0:02:04	こちらには、
0:02:06	保守点検の内容を記載しております。
0:02:08	左上の保全プログラムに基づく保守点検としまして定検ごとに圧力計の点検、サブヘッダーのリークテスト、電気ペネトレーションのLERFテストの外観点検を、
0:02:21	毎定検ごとに行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	日常点検としましては、毎月一括のLERFチェック。
0:02:29	及び外観点検を行っております。
0:02:32	今回追記させていただいたのが、
0:02:35	自分保守点検とは別に、運転員の巡視点検として、各減ったの供給圧力というものを毎日確認しております。
0:02:45	下に系統図を提起しておりますが、
0:02:49	各サブヘッダーに供給する圧力、
0:02:52	米印をつけている圧力計というものが存在します。
0:02:57	通常の運転状態で言いますと、
0:03:01	電通ガス系統のすぐ右にあります弁、こちらが閉止状態。
0:03:07	それよりも下流側の弁が、開放状態でありますので、
0:03:12	運転中におきましてはこの圧力計を巡視点検後で確認して、
0:03:17	点検をしております。
0:03:23	資料へ変わりますが資料の 2 番。
0:03:26	の概要資料の 7 ページにおきましても、同じ資料を添付しておりますので、こちらも同様に収集をしております。
0:03:37	以上で、三つ目のヒアリングコメントについて説明を終わらせていただきます。
0:03:45	続きまして、ヒアリングコメントの 2 番。
0:03:48	電気ペネトレーション取りかえに伴うケーブルの取りかえ範囲について明示することにつきまして、資料 3 番の 4 ページ。
0:03:59	の概要に、追記しております。
0:04:12	補足説明資料の 4 ページの部分、青文字の部分が追記していない内容となっております、今回取替える電気ペネトレーションに組み込まれているケーブルも、臨機検討。
0:04:26	電気ペネトレーションの取りかえに伴い、
0:04:29	ケーブルについても取りかえを行います。
0:04:32	取替える系ブルーについては、RFSのケーブル及びミス信号及び懸念に関わるケーブルを取りかえを行います。
0:04:44	トリガ永代範囲としましては、原子炉補助建屋、田野柴鹿野ケーブルから、電気ステーション
0:04:52	及び格納容器の中の端子箱まで、
0:04:56	ケーブル 24 本が対象となります。
0:05:00	なおケーブルの配線経路や仕様というものは取りかえ前後で変更はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	同資料 10 ページをご確認ください。
0:05:19	こちらの 10 ページでは、取りかえ対象電気ペネトレーションの用途、
0:05:23	を示しております。
0:05:26	ケーブルの内容としましては先ほどご説明進めさせていただきましたen ishのケーブル、RFSのケーブル、
0:05:34	あと、予備の切りもございまして計 24 本の取りかえとなります。
0:05:40	それについては高浜 3 号機及び 4 号機、同じ負荷になっております。
0:05:48	以上で運動の二つ目について回答を終わらせていただきます。
0:05:57	関西電力高浜発電所のミイです。続きましてヒアリングコメントNo. 1 に ついて回答させていただきます。
0:06:06	繰り返しになりますがコメントは火災防護対策のうち、火災の影響軽減 対策について今回の工事での対応を明確にすることに対しまして、
0:06:16	本日の資料 3、
0:06:19	88 ページをご覧ください。
0:06:31	はい。88 ページ、真ん中ちよっと上ほどから、3 ポツ、火災の影響軽減 対策についてということで記載しております。
0:06:41	とかそ基本的な火災影響軽減対策についてまず述べさせていただいて まして、火災防護対象機器等に対しまして系統分離対策を講じる必要 があるというようなことで、
0:06:53	火災防護対象機器に対しては
0:06:58	ABCといったような影響、軽減対策、系統分離の対策を行うというこ とを記載させていただいております。
0:07:08	今回の工事についてということで 88 ページのズー、ケーブルトレイの図 がありますけども、それより下側のところですけども、
0:07:19	一方ということで今回の設工認申請で申請する都電AとA3 のケーブル については、既工認にて選定しました、火災防護対象機器に該当しな いということで系統分離対策の必要はないということで今回はケーブル トレイカバーのみを施工すると。
0:07:36	ということになります。
0:07:38	コストのこの火災防護影響軽減対策に係る設計は既工認で重ねた対策 から変更はございません。具体的に火災防護対象機器というものは、
0:07:49	当機構に、平成 27 年度に認可いただきました工事の中工認の中で、
0:07:59	火災防護対象機器を選定しておりまして、それが 10 ページのこの資料 の 10 ページ、先ほど浅野の方から説明しました機器、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:10	を比べたときに、火災防護対象機器に該当するものがないというところで今回統括報告対象機器がないので系統分離対策は不要というふうに整理してございます。
0:08:23	コメントNo. 1 については以上でございます。すいません。続きましてになるんですけども、同じ資料 388 ページ。
0:08:32	記載の誤りがありましたのでちょっとこのヒアリングの場で訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。
0:08:41	引き続き 88 ページをご覧ください。
0:08:48	88 ページの 3 ポツの火災影響軽減対策の真上側のところになります。
0:08:54	等価火災の感知消火についての説明をしているところでございますけども、この中でちょっとアニュラスのところの火災の消火の説明がちょっと記載の誤っていましたのでちょっと訂正させていただきます。
0:09:12	現在の記載はアニュラスイリエについては、既工認にて火災の発生時の勤務充満または放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区画、火災区域と
0:09:25	記載しておりますが、ここは町の記載が間違っておりまして消火活動が困難となる火災区域火災区画と整理しております。
0:09:34	そのためそれ以降に記載しております、消火要員による消火活動を行うために消火器の配備または消火栓かっこ移動式消火設備を含むと。
0:09:44	いうところの記載もちょっと間違っておりまして、ここについては、
0:09:48	正しくは、自動消火設備であるケーブルトレイ消火設備を設置する設定としているというところで、申し訳ございませんこの記載が誤ってましたので本日ちょっと訂正ということで示させていただきます。
0:10:06	相田からの説明は以上になります。
0:10:14	はい、規制庁ニシウチです。
0:10:16	そうしましたら規制庁側から事実確認進めていきたいと思いますが何か確認事項ありますか。
0:10:25	原子力規制庁の中野です。今説明いただいた内容に関してなんですけれども、88 ページの火災の影響軽減対策のところに関するところなんですけれども、
0:10:40	先ほどご説明の中で土岐公認のタイミングで整理されて、
0:10:46	いるその火災防護対象機器に当てはまらないので今回の
0:10:51	統計、
0:10:53	とらないんだということでご説明いただいたと思うんですけど
0:10:59	確かご説明の中で最後に 10 ページの機器に関して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:10	火災防護対象機器に当てはまっていないので、そういう整理になっていきますっていうお話だったと。
0:11:20	私の方でちょっと工認の資料、ちょっと確認してた時に、
0:11:25	例えば中性子元領域中性子束検出器そのもの、
0:11:29	については、
0:11:31	火災防護対象機器に選定されて、表の中で選定されておまして、今回
0:11:38	ケーブルについては
0:11:42	火災防護対象機器に接続するケーブルっていうのは火災防護対象機器等の等に含まれるような、
0:11:49	認識でございましたけれどもそういったところは、今回の計ブルーについても接続されているものであっても、火災防護対象機器の範囲には
0:11:59	担当の火災防護対象機器等の範囲には含まないというような認識で、整理されているかっていうところなのかなと思ってんすけどそちらについてです。
0:12:11	はい、関西電力高浜は全然ミイです。
0:12:15	まず、火災防護対象機器等の等というところは火災防護対象というふうなことを指していると、間を移していただければと。
0:12:25	こういう話。
0:12:26	そうします。そうしまして、すみませんちょっとマスキングの中の言葉を、うん。今から
0:12:35	しゃべらせていただきます。
0:12:38	先ほど仲野さんからありました。衛藤。
0:12:41	火災防護対象機器購入の中で選定されている火災防護対象。
0:12:48	出力分布中性子束のところのN31とか32というところが選定されているところをご覧いただいたのかなというふうに考えております。
0:13:02	本日の資料3の10ページをご覧いただいた時に、ここのケーブルの負荷名称のところを、
0:13:10	ここにいただくと、
0:13:13	頭のところの日本語感じのところは一緒なんですけども括弧書きの中のN43とか44、
0:13:22	いうところで、また別のものということになりますので、火災防護対象機器ではないと。
0:13:31	いうふうに
0:13:34	判断しております。
0:13:37	以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	減少規制庁中です。
0:13:44	今近江さんがおっしゃっていただいた通りのところちょっと自分の方で確認しております、検出器の番号がそもそも違うのでっていうところだったと思うんですけどすいませんちょっとここは僕、自分の勉強不足かもしれないですけども、
0:13:57	その原石の番号の値がによって何か差異があれの方がその機能の違いがあるのかっていうところろうについても教えていただき
0:14:10	関西電力高浜全社ミイです少々お待ちください。
0:17:31	お待たせしました関西電力高浜松江主義です。江藤先ほどの衛藤三須の件ですけれども、すいません細かい日本語のところで違いがございまして、笠衛藤すいませんマーキング情報として、
0:17:49	してもらいます。
0:17:51	衛藤コウノところの火災防護対象機器については、急性資源領域Aと中性子束検出器となってしてなっております、
0:18:03	今回取りかえたものの用途としましては、出力領域の中性子束検出器、
0:18:10	となりまして、何が違いますかと言いますと、今回取りかえる方は、出力領域ということでプラント運転中、
0:18:19	2、
0:18:22	で、火災防護対象機器になっている重セキ資源領域というものはプラント、経費、起動時も含めてですけども、出力がまだ上がってないと。
0:18:33	ところでの回答報酬率を検出するものというところで、ちょっと仕様も多少違うというところで、用途がします。
0:18:44	以上となれば、
0:18:48	原子炉規制庁の中野です。今の説明で検出領域の間違いというもので理解いたしましたありがとうございます。
0:19:00	すいません続けてなんですけれども私の方から、もう1点、
0:19:06	確認させていただきたいんですけども、今回の形ブルーのとかさeの関係なんですけれども、
0:19:13	この
0:19:15	資料の中でも代替材料の使用が技術上困難なものもあるっていうところで、発火した場合にも、その他の火災防護上重要な機器に延焼しないようにその金属筐体を設置しているっていうふうに、
0:19:27	ご説明があつて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:28	補足説明資料だったりとか、申請所に申請上、申請書上だったりとかケーブルトレイカバーを使えますっていうようなことがあったと。
0:19:39	でも、そもそもそのケーブルトレイカバーについてがちょっとどういう設計であるのかとかっていうところがちょっと読めなかったので、そういったところを説明をお願いいたします。
0:19:53	はい。関西電力高松全中のミイです。
0:19:56	ケーブルトレイカバーですけども、基本的にはケーブルトレイと同じような材料のもので、同じような例えば同じ材料でケーブルトレイを、
0:20:08	加工用に
0:20:12	網干加来形のものものを活用します。イメージとしてはケーブルトレイなんですけどもより
0:20:22	密閉しやすいというような形状の形にしており、
0:20:29	以上です。
0:20:31	研修規制庁。
0:20:32	です。
0:20:33	ケーブルトレイと同じ材質のもの蓋を上にかぶせるというような認識でよかったですでしょうか。
0:20:44	はい。関西電力のミイです。今仲野さんがおっしゃって、はい。です。
0:20:53	仲野さんがおっしゃっていただいた通りの認識で、問題はございません。
0:20:59	原子炉規制庁野中です。承知いたしました。ちなみになんですけれどもそのケーブルトレイカバーが敷設されているような状態の図とか写真とかって今回の資料で出していたいて、
0:21:17	関西電力のミイですそもそも、関西電力のミイです。本日の説明資料、
0:21:27	3、
0:21:29	ここに
0:21:32	15 ページ。
0:21:35	にもう既設も電気ペネトレーションの写真を、
0:21:41	載せております。
0:21:47	ここの
0:21:49	左側写真、どれでもいいんですけども、写真の左側がちょうどオペレーションの方だったところでした、そこからちょっとケーブルは見えないですけど、ケーブル済ませるケーブルカバーという幅が、
0:22:02	右側の方にずっと続けていると、というようなものです。これがもう現物というところがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:09	以上です。
0:22:11	規制庁の仲野です。今お示しいただいた写真、ちょっと今、私は左上の写真をちょっと見ているんですけども、こちらの写真の、
0:22:22	そのケーブルを通してカバー
0:22:26	増部分っていうところが、
0:22:29	ケーブルトレイカバーっていうふうに理解すればよろしかったですか。
0:22:46	はい藤。
0:22:48	今仲野さんがおっしゃっていただいた認識で問題ございません。
0:22:56	原子炉規制庁の仲野です。承知いたしました。
0:23:18	原子力規制庁の仲野です。続けてなんですけれども、
0:23:24	今回の申請上の
0:23:28	火災に関してなんですけど
0:23:31	スリーブ等の不燃材料の関係なんですけど、その不燃性材料の使用してルところについてもちょっと確認させていただきたいんですが、
0:23:41	今回の使用してる材料については、そのスリーブだったら、
0:23:46	●●（非開示情報）
0:23:47	●●（非開示情報）
0:23:49	●●（非開示情報）
0:23:51	●●（非開示情報）
0:23:52	●●（非開示情報）
0:23:55	とかこういった金属材料を使用しているのがメインだと思うんですけども、これらの材料が建築基準法の不燃性材料っていうところに適合しているかどうかっていうところの説明をお願いいたします。
0:24:11	管財稟議 2 で少々お待ちください。
0:25:06	関西電力のミイです。
0:25:08	今仲野さんのコメントに対して、ちょっと回答がちょっと的外れでした。申し訳ございません。冊数でやったりとか。衛藤。
0:25:19	そういった材料については、基本的ステンレスポートの丹十河であったり、一般的にプレー材料と、
0:25:27	いうところの金属材料というふうに認識しております、
0:25:36	そういった観点で不燃性のものを使っていると、いうふうに
0:25:41	考えております。
0:25:44	以上です。
0:25:50	現象規制庁の仲野です。少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:57	技師長規制庁の仲ですお待たせしました、すいません今ご説明いただいた多分一般的に金属材料なのでっていうような話があったのかなと思うんですけども。
0:26:07	ちょっと私も気になったのが建築基準法の告示不燃材料を定める告示であつたりとかっていうところが、
0:26:15	鉄鋼だったり、金属版だったりっていうところで、広く見れば適用するものなんだろうなと思いつつ、その資料の中で、具体的に、今回の材料に対してこういう、
0:26:28	条件で適用しますよみたいなところはちょっと説明の中で、書いていただきたいなと思っているんですけども、
0:26:36	資料の充実化をちょっとそういった観点でお願いしたい。
0:26:40	よろしいでしょうか。
0:26:43	関西電力もいいです。
0:26:46	申し訳ございません。もう一度衛藤ナカノさんの今いただいたコメントを
0:26:55	お願いしてもいいでしょうか。
0:26:58	ちょっと私がちょっと十分理解できていないものでちょっと認識共有のためちょっとお願いさせていただく次第です。
0:27:06	はい。
0:27:08	ちょっと先ほど私が申し上げた内容なんですけれども、床、
0:27:13	スリーブ等の不燃性材料で使っているもの、指すだつたりとかっていうのがあると思うんですけども、そういったものに対して、使用している材料が、建築基準法の不燃性の材料の
0:27:25	定める告示に定められているものに、
0:27:31	適合しているっていうものを、何かエビデンスとして示せるものを、説明資料の中に拡充していただきたいなと思っているんですけども、そういった内容で、
0:27:41	先ほど説明させていただきました。
0:27:47	関西電力のミイです。科建築基準法の具体的にどこを読んでいますかというところを、
0:27:56	詳細に説明することというふうなコメントと、認識しました。
0:28:02	承知いたしました。
0:28:21	原子炉規制庁の仲野です。続けてちょっとこちらは軽微な内容になるかなと思うんですけども、
0:28:28	補足説明資料の 87 ページのところ、
0:28:35	です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	あ、すみません、ちょっとお待ちください。
0:29:06	失礼しました。87 ページの 2 ポツの火災感知器及び消火設備について ってところなんですけれども、
0:29:14	こちらの部分の 2 行目のところで火災区画、各火災区画に対してって いうところで米印打ってあるんですけれどもこちらの説明ってどちらにある のかお伺いしてもよろしいですか。
0:29:30	関西電力のミイです少々お待ちください。
0:31:34	関西電力のみでございますミイです。すみませんこの米印なんですけど も、記載誤り、ちょっと
0:31:43	記載すべきものではないものでした。
0:31:46	ちょっと最初の修正漏れでございます申し訳ございません。提示させて いただきます。
0:31:57	原子力規制庁の仲野です。衛藤。
0:32:00	木曾はそうですね修正漏れってということだったんですけど津波なんです けど、こちらの部分のその火災区域に対してどういう定義であるとかそ ういう説明をされてたもの。
0:32:15	一層、
0:32:16	火災区域そのものについての説明の注意書きを、多分何かしらの資料 で、機械でたものをそのままちょっと抜き出してこれが残ってしまう。
0:32:27	ているのかなと思ったんですがそもそもその火災区域とかの説明って今 回
0:32:31	オオシオ中、
0:32:34	ありました。
0:32:41	はい。関西電力のミイです。まずこの米印については火災区画区域に ついてのご説明というよりは、ちょっと最初、転居しようとしていまし た。
0:32:54	ほぼ図面資料みたいなところに飛ばすような、ちょっと注意書きを考え ておりました。
0:33:01	今仲野さんがおっしゃられたました火災区域、冬括弧の説明についてで すけども、今回の設工認の申請書の中で詳細に説明しているところが ございます。
0:33:15	基本的にこのパターン 1 区域というものは、
0:33:20	規制庁の方で制定されてます火災防護に係る審査基準という中の中にも 外場として十分もので、審査基準の用語の定義の中の破碎蓋とセキ と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:34	いうところで、今回のこの火災区画については
0:33:38	河西小宇山葛西区域から言うと耐火壁によって囲まれ、5市と分離されている建屋内の区域をいうとか。
0:33:53	設備等により分離された火災防護上の加工ということと言葉の定義としてはこの火災防護の基準で、どのように火災区画を
0:34:06	定めているかというのは
0:34:08	表の中で決めているところだということ、本申請書の中では、
0:34:16	以上です。
0:34:20	源泉規制庁ナカノですしょうついたしました。
0:35:13	すいませんちょっとお待ちください。
0:35:18	あ、すみません京急の奥でございます。
0:35:21	はい。ちょっと88ページの記載で少し気になったところがあるので確認をさせていただきたいと思います。
0:35:27	3ポツの火災影響軽減対策についてのところなんですけども、こちら冒頭で系統分離対策として、AポツBポツ、cポツということで三つ記載をいただいております。
0:35:37	こちらの記載については、火災防護審査基準の2.3.1(2)のABCにすべて対応していると思うんですけども、bポツとCポツの一番最後のところで、
0:35:48	指定分離っていうのがここ入ってるんですが、
0:35:52	これについては離隔の確保等石器それ自体が分離対策に当たると思いますが、して分離っていうのは言えないんじゃないかなと思ったんですがいかがでしょうか。
0:36:05	関西電力のミイです。申し訳ございません。もう一度質問とコメントをちょっとちょうだいいただきたいと思います。繰り返します。資料3の88ページをご覧くださいませでしょうか。
0:36:19	はい。
0:36:20	はい。
0:36:22	こちら、3ポツ、火災の影響軽減対策についてということで、系統分離対策として、ポツ、bポツcポツ、それぞれ記載があると思います。ここまで大丈夫でしょうか。
0:36:35	はい。
0:36:37	ありがとうございます規制庁の奥です。一方このポツリポツリについては火災防護審査基準、
0:36:45	があると思いますがこちらの2.3.1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:48	(2)。
0:36:50	ポツ、bポツcポツ、
0:36:53	それぞれに対応していると思います。
0:36:56	はい。その通りです。はい。で、88 ページに戻りますけれども、
0:37:01	bぽつぽつの記載の最後に、それを設置して分離っていうふうな記載があると思うんですけども、
0:37:09	bぽつぽつについてはそれぞれ系統間の距離を確保するということと、
0:37:16	あと火災感知器、移動消火設備を設置をするということがメインになると思いますんでCぽつについては隔壁で分離をするということと、あと感知器、消火設備の設置という内容だと思うんですが、
0:37:28	最後の組織分着っていう部分、これは不要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:37:34	はい関西電力のマイです。今、ご質問の藤主査のコメントの趣旨理解しました。今大上さんがおっしゃられた通り、この最後の自動消火設備を設置して分離と、
0:37:47	いうところの最後の分離というのは確かに不要な記載でございます。申し訳ございません。
0:37:52	訂正させていただきます。
0:37:55	規制庁の奥です。ありがとうございますよろしくお願いします。
0:38:06	規制庁西内です。ちょっと私からも幾つか確認したいんですけど、今奥が聞いたところで一応念のため認識だけやってるか確認したいんですけど。
0:38:18	衛藤。
0:38:20	Aポツはこれ 3 時間、3 時間とか 3 時間耐火で系統クニしますよって話ですよ、Bポツのこの系統分離対策っていうのは、別にこの水平 9 の 6 メーターにCAQ。
0:38:32	だけ。
0:38:33	で、系統分離が達成できるものではなくて、感知設備と消火設備っていうところの設置っていうのを含めて系統分離が達成できているっていう認識を持っているということは間違いありませんよね。
0:38:45	はい、関西電力のみです。今、西内さんがおっしゃられた通り、1 時間耐火隔壁＋感知自動消火というところが必要な分離の要求だというふうに、1 時間耐火隔壁ですね、水平 6 メーター以上の距離の分離プラス自動消火装置が、
0:39:03	必要というので分離が達成できるというのはそういう認識でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:09	規制庁西内です。
0:39:11	そこは多分さすがに大丈夫だと思うんですけど、ここの多分最後の一番最後の分類の多分意味合いなのかなと思うんですけど、
0:39:19	Cポツはちょっと分離が何か二つあるからわかりづらいんですけど、多分AポツBポツCポツで言いたいのは、結局だからこれらの対策で系統分離しますよってという意味合いで多分分離って多分使ってただけなのかなって思ったので、
0:39:30	何かあんまり違和感なく読んでたんですね。
0:39:32	まだそういう意味では分離っていうものがその単純な分離だけを指すのか、系統分離対策としての分離ということをやりたいのかどっちなのかっていうことは多分意味が変わってくると思うので、そこら辺がわかるようにちゃんと直してもらえればいいのかと思いましたというところで、
0:39:46	わかりやすくここ書いてもらえればというコメントだと思いますのでちょっと次回以降資料の修正をお願いできればと思います。というのが一つと、
0:39:55	衛藤。
0:39:56	続けてなんですけど、ここの影響軽減のところ、
0:39:59	えっと、
0:40:01	最初冒頭説明もいただきましたけど、結局今回、電気ペネを取りかえます。
0:40:08	電気ペネ取りかえにあたってRMSと日数とあと予備ケーブルの部分をいくつか取りかえますって話だと思うんですけど、
0:40:15	まずこれらが取りかえるケーブルが火災防護対象機器ではない、機器火災防護対象ケーブルでないっていう理解でよかったんですね。
0:40:26	関西電力のミイです。今西さんがおっしゃられる通り、火災防護対象ケーブルではないということです。
0:40:33	はい。規制庁西内です。了解しましたその上で、ペネトレーション自体ってどういう位置付けなんでしたっけ。
0:40:41	はい。関西電力のミイです。ペネトレーション自体も火災防護対象機器ではありません。火災防護対象、主には火災防護対象基準は貫通、踏み込まれているもの。
0:40:54	それが火災防護対象機器等というものになりまして下にペネトレーションも同じような扱いで考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:04	規制庁西内です。ケーブル目線から見たペネレッションも同じだと思うんですけど、一方でペネレーションってCVバウンダリーの一部を形成してますよね。
0:41:14	そういう意味ではCvの内数というかCvだと思ってるんですけど、そういった意味でも火災防護対象機器じゃないって理解でよかったですか。
0:41:27	関西電力のミイです。ちょっと構内放送が入っておりますので少々お待ちください。
0:41:55	関西電力のみです。先ほど西井さんがおっしゃられましたCVバウンダリーとしての権利という観点でも火災防護対象機器というものではないので電気ペネレーションは自体は火災防護対象機器、
0:42:08	すみません、以上です。
0:42:11	規制庁西内です。
0:42:14	ちょっと火災防護対象機器の選定結果をちょっと見てますけど、
0:42:22	Cv自体がそもそも火災防護対象機器じゃないって理解でよかったですか。
0:42:30	はい関西電力のミイです。はい。その通りです。
0:42:33	承知しました安全停止に係る、
0:42:40	あと安全停止に係る安全機能っていうものは、Cvの方は、
0:42:44	ピックアップしてないっていうことで、ちなみに貯蔵閉じ込めとの方の観点でも対象にしてないって理解でよかったですかね。
0:42:54	関西電力のミイです少々お待ちください。
0:43:58	関西電力のミイです。はい。西内さんがおっしゃられる通り貯蔵とか放射性物質の閉じ込めというようなところでも渋いについて
0:44:09	現状の安全停止に必要な機器であったりとか放射性物質の閉じ込め貯蔵に係る機器リストというものは、これも宗に記載していますけども、その中に該当はしません。
0:44:24	以上です。
0:44:25	規制庁西内です。了解しました。仮に該当してたととしても、結局CVで唯一のものなので、特に要は、
0:44:38	こういった系統分離というよりは単純体制持ってますとかそういう話になるのかなと思うんですけど、一方でちょっと今の補足説明資料に戻りたいんですけど、ちょっとこれは多分構成の仕方がちょっと誤解を与えるだけだと思うんですけど、88ページの補足説明資料、資料3の88ページの今の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:56	3 ポツのところですけど、このABCって書いた次で電気ペネトレーサーについてはCポツ年って書いてますけど、これは何のペネトレーションの話をしてるんですかね、今回の申請対象の部分、それとも別の話をしてる。
0:45:10	関西電力のミイです。これの電気ペネトレーションというのは、高浜 34 号機の点検認定者全体のことを指しております。
0:45:20	なので
0:45:22	火災防護と先ほど申した通り火災防護対象ケーブルに関する電気ペネトレーションがある場合には、そこについては、こういった検討通り対策をしております。
0:45:33	で、今回の工事についてはこそ火災防護対象軽油というのを貫通しているものではないので、そういう対策をしないということを、ちょっと下の一文で書いております。
0:45:45	ちょっと長ったらしくなってるところは本今回の工事と、
0:45:49	いろんなところで見直しになっており、申し訳ございません。
0:45:53	規制庁西内ですまさにその話でして、これは普通に今回の申請の補足説明数として頭から読んでいったら、
0:46:03	ペネトレーション系統分離するんだって読んでいくと思うんですよね。
0:46:06	一番最後でね、市内のどっちって話にしかならないので、ちょっとわかるように書いな書き直してもらってもいいですか。
0:46:17	はい、五味です。わかるように記載はさせていただきたいと思います。東ソーそうした場合も多分この系統分離のところの説明がごそっと、
0:46:29	なくなるイメージになるのかなと考えますが、イメージありますでしょうか。規制庁西内です。今日、ヒアリングの説明を聞いて理解したのは、
0:46:40	火災防護対象機器等について系統分離対策を講じる必要があるって最初の段落あとABCですよここはまず導入としてあるべき話だと思うんですよ。で、
0:46:50	その火災防護対象機器等っていうのはこういう観点で選定していて、今回の対象、今回の申請範囲についてはまず該当しないんですっていうまず説明が必要ですよ。で、
0:47:03	その説明の中で、ケーブルの観点と、あとは電気ペネトレーションそもそのそのそのものの観点と多分二つ観点があると思うので、そういったものがちゃんとわかるように書いてもらうっていうのが多分必要なのかなとまず、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:18	その上で、今書いてもらってる説明って、要はその他の電気ペネについてはこういうふうにやっているとありますよっていう紹介だと思うので、そこは参考までに残しといてもらえればいいのかというふうには感じてますが、
0:47:30	まず今回の申請範囲の、
0:47:33	ペネトレーションないしケーブルっていうものがどういう系統部に対策を行うのか、はたまた行わないのかっていうところをまず書いてもらうっていうことかなと理解しています。
0:47:44	はい関西電力マイです。西内さんの今の前提について理解いたしました。まず書くべきは本工事での対策、実施する内容であって、それが文書の最後の方についてわかりづらいです。
0:47:59	いうところなので、まず本工事で実施すべきこと、その中には先ほど、
0:48:03	江藤コメントいただいた通り、火災防護対象ケーブルという観点とCvとかファーストインターのしバウンダリという観点と、そういうので、火災防護対象機器の観点でも、火災防護対象機器にはなっていないということを明示するとともに、
0:48:21	そのあと電気リレーション全体で他のものも含めてこういう対策をしていますということは参考程度にそのまま記載させていただきたいと。
0:48:31	それで、
0:48:32	承知
0:48:34	規制庁西内です。
0:48:37	一応念のため確認ですけど、電気ペネ全体に対して系統分離対策をしているという表現をすると今回の電気ペネも対象ですよってなっちゃうので、
0:48:48	あくまで、火災防護対象機器等に該当する電気ペネトレーションについてはこういう対策をしているっていう参考がつくって思えばいいんですよ。
0:48:58	関西電力のマイです。はい。今西内さんはご説明いただいたところが私が申し上げたかったところになります。はい。
0:49:07	規制庁西内ですよろしくお願いしますで、
0:49:13	あとちょっと気になってるのがですねちょっとここすいませんマスキング部分になっているので、マスキング情報であれば、ちょっと後で確認したいんですけど補足説明書の10ページの部分なんですけど、
0:49:30	今回取りかえる対象に、NISTRFSのケーブルですよと書いていて、それぞれ予備ケーブルっていうものがあるじゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:43	この予備ケーブルはミストRMSの予備ケーブルって理解でいいんですかね。
0:49:50	関西電力のミイです。はい。衛藤今西さんがおっしゃっていただいた通りの認識で結構です。もしも、このペネトレーションのところでケーブルに導通不良、起きた場合に、
0:50:03	振り替えるケーブルを用意しとかなければならないというところで、予備ケーブルをケーブルを設けているものです。
0:50:10	以上です。規制庁西内です。ちょっとこれはよくわかってないのでも、確認なんですけど、
0:50:17	衛藤。
0:50:18	例えばある貫通部位置の貫通部があるじゃないですか。その中にはNI STRMSとその予備ケーブルが入ってると思うんですけど、
0:50:27	そこの予備ケーブルっていうのは同じ貫通部を貫通しているいわゆる本設っていうんですかね。その本設の
0:50:34	ニースRMSの予備ケーブルって位置付けなんですかそれともその他の貫通部、要は他の検出ラインっていうんですかね、他のラインの予備ケーブル、それと同じ貫通部を通っているラインの予備ケーブル、どういう意味合いの予備ケーブルって思えばいいんですか。
0:50:50	はい。関西電力のミイです。この予備ケーブルは、このペネトレーションに組み込まれているだけでして
0:50:59	ペネトレーションの両端には端子箱がありますがその端子箱から先は何も繋がっていないっていうものになります。
0:51:08	規制庁西内です。了解しましただからあくまで
0:51:15	ちょっと待ってくださいねすみません。補足説明資料の、
0:51:25	あと補足説明書の 84 ページの、
0:51:29	第 1 図をちょっと見ながら確認教えて欲しいんですけど。
0:51:33	ちょっとイメージがよくわかってなくて、
0:51:37	84 ページのこの第 1 図見ると、
0:51:43	ペネトレーションの前号、
0:51:46	2 の端子箱がそれぞれあるじゃないですか、この端子箱間、
0:51:51	の、
0:51:52	予備ケーブルが通ってるって思えばいいんですか。
0:51:57	関西電力のみです。今西井さんがおっしゃっていただいた通りです。なぜ、予備日を設けているかというところなんですけど、このケーブルが新たに引き直すと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:08	このペネトレーションのところを引き直すというのは、なかなか困難なところですので、
0:52:16	最初からペネトレーション取りかえのときから、もしもこの辺と一緒に組み込まれているケーブルで導通不良があった場合に、速やかに振り替えられるように、
0:52:26	この端子T学校間のところだけ
0:52:30	ベビーのケーブルを設けているというものでございます。
0:52:34	規制庁西内です。だからまさにあれですよペネトレーションごと取りかえなきゃいけなくなっちゃうからって理解でいいんですかね。
0:52:43	関西電力のマイです。藤井さんがおっしゃっていただいた通りです。はい。
0:52:47	理解できましたので、このフィールドケーブルっていうのはいわゆるそのの中に入ってるケーブルトレイとかと同じようなケーブルで、多分それなりに長さとかはあると思うんですけど、一方でケーブルだけの作業で済むのでこちらは別に予備ケーブルとかそもそも、
0:53:03	備えていない、こちらも予備ケーブルってあるものなんですかね、そのフィールドケーブル側の方なんですけど、
0:53:10	原田電力のマイです。もしも必要になったときにはフィールド側にケーブルを新たにケーブルを敷設するということになりますので、予備のケーブルはフィールド側でございます。
0:53:23	規制庁西内です了解しました。
0:53:27	あとは、ちょっと今の多分観点でこういうふうに理解したっていうだけなんですけど、予備ケーブルの
0:53:41	予備ケーブルの本数が、
0:53:45	多分具体名内数はマスキング情報なのかもしれないしやべらないですけど、それなりに数が多い気がしているのは、まさに
0:53:53	今おっしゃっていただいたように何かあったときに対応できるようにちょっとあらかじめ多めに配線していますっていう理解なんですかねこの本数って、ちょっと
0:54:01	もともと取ってる本数、もともととってる本設の本数に比べて何かかなり多い気がしたのでちょっとそのイメージ感だけだったんですけど。
0:54:10	はい。関西電力のマイです。まずペネトレーションの市場として、24本組というのがありますのでそれ、それを活用していると。
0:54:20	なので

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:22	ちょっと予備が多くなるっていうのはそういうペネトレーションの使用という観点でちょっと多くなっていると、予備を持ちたいというところと、ペネトレーションの使用ということが今予備機がちょっと上になっていると。
0:54:35	いうところです。以上です。
0:54:39	規制庁西内です。なるほど仕様なんですね
0:54:45	そういう意味ではちょっともう少し聞きたかったのが、6 ページとかで具体的にモジュラー型今回のタイプとモジュラー型とか同軸型とかいろいろ挙げてもらってるじゃないですか。
0:54:56	これらっていわゆる何て言うんですかね。
0:54:59	ペネトレーションの構造材とか、どこにバウンダリーかけるのかとかそういう性能的な意味で型式が分かれているものだと思っていて、具体的に今、
0:55:10	言っていたような、中に通すケーブルの本数とか、そこら辺って割と
0:55:15	いわゆる、
0:55:16	貫通部ごとに若干異なってくるようなものなのかなって思ったんですけど、もうあれなんですかね、モジュラー型という、今おっしゃっていただいたような 24 本のケーブルで通すっていうのが、
0:55:27	セットになっているって思えばいいんですかね要はそういう形として、
0:55:32	発電所の中で多分いろんなところに使うからそういうふうに型式を統一してっていうことなのかなと思うんですけど、そういう理解をすればいいんですかね。
0:55:42	はい。関西電力のミイです。今西井さんが、衛藤。
0:55:47	言っていた通りの認識の通りです。当間、江藤、そういう弊社、まず、ちょっと参考情報ですけども、弊社の中で導入している。
0:55:59	モジュラー型のものについては、同じように
0:56:03	24 本のものを使用しており、
0:56:06	以上です。
0:56:08	規制庁西内です。了解しました。
0:56:12	あとちょっと関連でまたお伺いしたいのが、今回ここをモジュラー型に取りかえるじゃないですか。
0:56:22	保管、
0:56:26	ペネトレーションって、もう全部、要は今回の取りかえによってキャニスター型の文字ペネトレーションってもうなくなって、
0:56:37	もう全部モジュラー型になるって思えばいいんですかねそういうわけではない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:45	あ、すみません原子力関西電力原子力事業本部の渡部ですけれどもすみませんちょっと私から説明させていただきます。ちょっとすみません先ほどミイが回答した内容にちょっと補足からちょっと入らせていただくんですけど、
0:57:04	あと補足説明資料の 6 ページ。
0:57:08	2、記載の通り、持田バターにも 33 タイプございまして、今、全部同じしようって言ったのは、あと、
0:57:18	三つ目のLvTrって書いてあるこれさ、これ三重同軸ケーブルが通ってるものスペシャルのものなんですけれども、これについては、右側、先ほど申した通り、
0:57:30	全部同じ仕様で、24 本ずつケーブルが入ってるものになってます。
0:57:36	LVとMVについては、ケーブルの太さがそれぞれ違うので、それぞれ全部が 24 本ずつ貫通しているものではなくて、
0:57:46	ケーブルの貫通してるケーブルの補佐によって、貫通しているケーブルペネの点で一つに対しての、
0:57:55	コンスウってのはすべてちょっと変わってくるものとなってございますということだけちょっと補足させてください。
0:58:01	あと二つ目の質問については、今回対象にしているのは、この三つの中のLv。
0:58:10	PRというふうにしてあるものだけになっております。上二つに該当するものは、キャニスター型でいうと、すみません、ページをちょっと 1 枚。
0:58:23	戻っていただいて 5 ページに、
0:58:26	行っていただくんですけど、
0:58:30	キャニスター型の型式というのはAのブッシング型とDのピッグテイル型と、市の同軸型のみ 3 タイプございまして、
0:58:41	今回対象にしてるのはこのCの同時形になってます。それ以外の方については、今回取りかえる予定は今後も取りかえる予定は、
0:58:53	ございません。というのは
0:58:57	基本的にこの事故時の耐事故時に機能要求があるだけを対象として、取りかえが必要という形にしていますので、事故時に機能が要求されない辺ってというのは、
0:59:10	今後も
0:59:13	キャニスター型のままと。
0:59:15	いう形にしていますので、すべての形が、モジュラーに変わるわけではないというふうにして認識してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:25	以上です。
0:59:29	規制庁西内です。
0:59:35	等、すみません若干自分も前、美浜のときの施工に自分が担当して審査をしてたんですけど、若干ちょっと記憶をたどりながらで申し訳ないんですけど、
0:59:46	今回そもそも
0:59:50	うちの規制庁の安全研究成果報告をもとに、こういった対応をとられているっていうところだと思うんですけど。
0:59:59	はい。ここで言っている劣化っていうのはあくまでその電氣的な前の絶縁性能とか、要は中を通してケーブルの機能を維持する観点で、劣化が考えちょっと厳しい評価になるので取りかえた要はCVバウンダリ一的な意味合いでの劣化、
1:00:17	厳しい評価ではないという理解でよかったです。つけ。
1:00:21	はいその通りでございます。規制庁西内です。了解しました。ちょっとすみません私も
1:00:27	復習がてらもう1回安全研究成果報告読んでおきますけど、その上で、今回、さっき同軸型をモジュラー型にっていう話があって、このブッシング型と、
1:00:41	ピッグテイル型のキャニスター型のものについては取りかえる予定はないって話があったんですけど、それは
1:00:47	いわゆる、
1:00:49	そういった機能維持がSAの時に機能要求がかかるようなペネトレーションが、何かたまたま同軸型のものが今、キャニスター型として採用されていたので、
1:01:00	結果して、同軸型だけが、モジュラー型に取りかえられるような状況になっていると思えばいいんですけど、それとも機能要求がかかるものっていうのが例えば計装とかそういったものであれば、それはもう同軸型を採用するのが基本という考え方なんです。つけ。
1:01:15	どちらかというと、結果としてという方なんです。すみません。
1:01:19	衛藤関西電力原子力事業本部の渡部ですけれども。
1:01:24	結論としてはこの3柔道塾のタイプにすべて
1:01:30	事故時機能力が固まっているわけではなくて、一応LV型にも一部計装用のケーブルとしてSAとかに使うケーブルも貫通してございます。
1:01:42	すみませんこれ、美浜発電所の時も若干、いろいろ議論させていただいたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:49	国プロ研究成果を活用して、国プロと同様の評価をした場合には、
1:01:59	事業者の方でも内々に同様な研究をしてございまして、その時に駄目になったのが駄目というか、その評価が厳しいという。
1:02:10	判断に至ったのがこのLV型 30 度 10 型の、
1:02:14	ペネだけという形になっておりまして、
1:02:19	低圧のピッグテイル型のキャニスター型のピッグテイル型につきましては 60 年の健全性はもつと。
1:02:27	いう評価結果になったので、その 30°C型の、
1:02:32	ものに、
1:02:33	貫通してるケーブルのうち、事故時機能要求があるものだけを取りかえるという判断に至ったものでございます。
1:02:40	規制庁西内です。よく理解できました。
1:02:46	ちょっと具体的な評価結果とかまで記載いただく必要はないんですけど、ちょっと今お話したような、ちょっと全体の枠がわかるようにちょっと、例えば 3 ページ目のその概略とか、
1:02:58	目的というかどっちかという概要かな、目的とか 2 ポツの概要のところとかで、
1:03:04	要は今全体の
1:03:07	そうですね今話していたような内容がちょっとわかるように補足いただくことって可能ですが、書ける範囲の内容でももちろん結構ですので、
1:03:19	失礼しましたちょっと検討させてまたご相談させていただきます。
1:03:24	はい。どちらかというです。ね今回の申請の位置付け、
1:03:28	要はもう今回すべて対応が終わるものなのかどうなのかとかですね、今後も何か引き続き検討しているようなものなのかってところとかの状況がよく一番押さえたかったってところがあって、
1:03:40	少なくとも今聞いている話だと事業者としては、ここを取りかえておくことで、
1:03:47	シール機能要求がかかるような、ペネレーションっていうものに対しては、一定の安全性向上はもうはもう図れている要は今後同様の向上とか予定をしていないってことだと理解をしたんですけどその認識でよかったですよね。
1:04:03	関西電力の渡部ですけれども、その認識で相違ございません。
1:04:10	はい。規制庁西内です。それを返しました。これは若干他プラントも含めてなんですけど、今回の高浜の取替工事で
1:04:21	関西電力の他プラント、高浜市新美浜さん大井さん 4、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:27	いわゆる同じステータスになると理解をしていいんですよね。要は先ほどお話ししたような、基本的には安全性向上の観点での電気品の取りかえ、
1:04:36	事業者の自主的な行動行為による取りかえ行為っていうのは、今回で1段落をするというか、一旦区切りが終わるという理解でよかったんですよね。
1:04:46	関西電力の渡部です。その認識です。
1:04:51	規制庁西内です了解しました。
1:04:56	了解しましたありがとうございます。
1:04:59	ちょっと先ほどの1ポツに、目的と2ぽつ概要の部分のちょっと、こういう位置付けなんだよこういうステータスなんだよっていうことだけちょっとわかるように記載を追加いただければ幸いですよろしくお願いします。
1:05:13	衛藤。
1:05:14	私からは現時点で確認したいのは以上でしてちょっと耐震評価とか、共同評価とか、基本的には今までの既工認とやり方特段変わってない部分。
1:05:28	金戸はもう貯金やった美浜とかですね。
1:05:31	やり方とか含めて変わってない部分かなと思いますけどちょっと今後引き続き事実確認進めてまた何かあればヒアリングで確認できればと思いますのでよろしくお願いします。
1:05:40	他に規制庁側から何かありますか。
1:05:47	規制庁の仲野です。
1:05:50	話出てた予備のケーブルの話にちょっと戻っちゃうんですけれども、
1:05:54	先ほどの予備のケーブルの話が出た時に取替えるケーブル取りかえるときにペネトレーションごと取りかえるみたいな話があったと思うんですけれども、
1:06:03	補足説明資料の6ページのところで、今回のそのモジュール
1:06:09	モジュール型の手がそのモデル部分の取りかえが容易にできるっていうふうに記載があったところ、
1:06:17	で、
1:06:18	モジュールの部分の取りかえは容易にできるんだけどそのケーブル自体は、そのモジュールペネトレーション全体を取りかえないと、その交換ができないっていうような認識でよろしかったでしょうか。
1:07:18	安西連絡波です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:20	モジュールとケーブルはセットですのでモジュールだけの取りかえということはできますけども、
1:07:30	先ほど西井さんがおっしゃってたの。年ごとの取りかえというところは必要ないというのは仲野さんがおっしゃっていただいた通りで先ほど私がちょっと、衛藤。
1:07:41	訂正できずに申し訳ないんですがその中の大きいプロジェクト取りかえということは可能です。
1:07:47	なんですけども、やっぱりCVバウンダリーのところ下がるというところ、そんなにさわるべきではないというところ、あと、ペネトレーションの使用というところもありますので予備ところの予備をずっと受けているという
1:08:06	規制庁ナカノです。
1:08:09	そのように取りかえができるっていうところの記載でちょっと気になってたんですけれども、もうこれ自体はあれですかねキャニスター型、
1:08:15	はもう構造上
1:08:19	ペネトレーション全体に接続しちゃってる
1:08:23	一緒に取りかえなきゃいけないけれども今回
1:08:29	モジュール部分と、そのスリーブとかっていうものが
1:08:32	外せるようになってるのでそういったところをとらまえて取りかえが容易にできるってような記載になっているのかなと理解いたしました。
1:08:42	はい。関西電力のミイです。今仲野さんがおっしゃっていただいた通り比較して良いということでここには記載させていただきます。以上です。承知いたしました。ということは、
1:08:54	頻繁にそのモジュール部分を取りかえることを別に想定しているわけではないって理解ですかね。
1:09:01	関西電力のミイです。はい今中さんおっしゃっていただいた通り、頻繁に取りかえということについては、基本的に考えていなくて、もしものときというようなイメージとらえ、認識いただければと思います。
1:09:16	規制庁の仲野です。承知いたしましたよく理解できました。
1:09:23	はい規制庁西内です他に何か今日時点で確認しておきたいことありますかよろしいですか。
1:09:29	はい。そうしましたら関西電力の方から、今日のヒアリングでの確認事項が共通認識取れてるかだけ確認をして欲しいんですけど。
1:09:37	今日そんなに数多くないので何か読み上げていただくような形とかでお願いしてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:46	共有もいただいてありがとうございます。一応簡単に文字起こし状に載せたいので読みを読み上げていただいてもいいですか。画面が見えます。
1:09:56	はい。関西電力、新居です。それでは今共有させていただいている、本日のポイント事故というところで衛藤。
1:10:05	まず一つ目、本校で使用する不燃材料が建築基準法に定めるものであるということを具体的に説明していくと。
1:10:14	2点目があと補足説明資料の火災の影響軽減対策について、本工事の対応として系統分離対策を実施する必要がないと、いうことを、
1:10:24	よりわかりやすく記載することということですねすみません明確には書いてないですけども、奥さんから江藤おっしゃっていただいた内容についても、よりわかりやすくするとか、そういうところ、分離、
1:10:37	分離という言葉とか、系統分離というところ、そこがちょっとわかりやすくするというようなところについてもこの二つ目のところで対応させていただきたいと思います。
1:10:48	最後、三つ目が、長期健全性評価を踏まえて電気ペネトレーションの今後の対応がわかるよう、工事の位置付けを補足説明資料の目的概要に記載すること。
1:10:59	ということで、この観点、コメントいただいたと認識しております。追加とか5人とかありますでしょうか。
1:11:09	はい。規制庁西内です。これで共通認識取れてると思いますので、まずは審査資料の方に充実をいただいて、
1:11:17	引き続きヒアリングまたは審査会合等で本件の審査を進めていきたいと思います。
1:11:24	最後にスケジュール感ですけども、
1:11:28	一応9月上旬に、本件審査会合を予定していますので、
1:11:34	それまでにちょっと引き続きこちらの方でもヒアリング、事実確認を進めさせていただいて、ちょっと何かあればまた来週1度ヒアリングを挟んで9月上旬の審査会合というような形で進めていければと考えています。
1:11:49	ですので本件、今日のコメント等事項についても反映いただいたものを一旦来週の前半ぐらいにはご提出をいただいて、
1:11:59	必要であれば来週ヒアリングをやった上で審査会合というような形で進めていければと考えてますけども、スケジュール感とあとは今日全体通してですけども関西電力側から何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:13	はい。関西電力のミイです。念のためということでちょっと認識合わせのために9月8日午前中に審査会合を予定しているというところで、あと、
1:12:24	必要に応じてヒアリング等で事実確認を継続してやっていきますと、今回次のヒアリングというところはちょっと資料をご覧いただいてヒアリングを実施するかどうかというところ。
1:12:37	決定いただくというところで、来週の月曜日か火曜日、次、できる限り早い段階で、本日のコメントを反映したものを提出できるように進めていこうと考えておりますが、
1:12:50	今私が申し上げたようなことで、問題ないでしょうか。
1:12:58	規制庁西内です。共通認識だと思います。審査会合の具体的な日程はまだ確定はしていない旨だけご承知おきをいただければと思います。予定はしているというところで、そこは認識は共通だと思いますけども、
1:13:14	はい。関西電力のミイです。はい。審査会合の衛藤日取りというところは決定していませんけども、開催すると。
1:13:22	ところは江藤。
1:13:25	認識しました。
1:13:28	はい。弊社からは以上になります。
1:13:31	はい。規制庁西内です了解しました。じゃあ最後まとめて規制庁側から何かありますか。
1:13:38	よろしいですか。はい。そうしましたら今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございました。
1:13:46	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。